

第 7 回 苦情処理評価委員会（平成 24 年 3 月 1 日開催）の評価結果

事例番号	事例 7
申出人	債務者 A 氏の代理人弁護士
苦情の内容	<p>平成 23 年 5 月：A 氏の代理人弁護士より、相談室に対し、次のような苦情文書が寄せられた。</p> <p>「RCC が、A 氏の申し立てた小規模個人再生手続において不同意としたことから、破産申立を行う予定となった。これは、適正・妥当な債権回収を目的とする RCC の理念に反するものである。また、債権届出書の不備もあるのに、その点を棚に上げ、申出人だけに不利益を被らせるものである。」</p>
当社の対応	<p>1. 経緯は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月：A 氏の代理人弁護士の要請により、元金及び利息損害金を明記した債権調査票を送付。 ・同年 11 月：東京地裁より A 氏の再生手続開始通知書を受領。 ・同年 12 月：担当部店より東京地裁へ再生債権届出書を送付。その際、同届出書の債権額欄に元金は記載したが、利息損害金については記載せずに、計算期間日数のみを記載。 ・平成 23 年 3 月：再生計画案を受領。当社の確定債権額について、利息損害金が含まれていなかったため、A 氏の代理人弁護士に対し利息損害金も確定債権額に含めるように要請したが、認められなかったため、不同意の回答書を提出。 ・平成 23 年 4 月：再生手続廃止決定。 ・平成 23 年 5 月：A 氏の代理人弁護士より上記苦情文書を受領。 <p>2. 本件事案に対する当社の対応は次の通り。</p> <p>A 氏の小規模個人再生手続の債権届出に当たり、当社の届出上の事務ミスにより、配当額の計算上、当社の利息損害金は届出債権額に含められなかった。</p> <p>しかしながら、当社としては、それまでの債務者交渉の経過から、A 氏の代理人弁護士は当社の債権内容を十分に承知しているはずであるとの理解の下、A 氏の代理人弁護士が作成した債権者一覧表に当社の利息損害金を含めるよう求めたが、これが受入れられなかったため、再生計画案に反対した。</p> <p>この結果、A 氏の小規模個人再生手続は不調となり、破産申立を行う予定となったため、A 氏の代理人弁護士が、破産申立の原因が当社の再生計画案に対する反対にあるとして苦情に及んだもの。</p> <p>債務者交渉に当たっては、相手方の立場を十分に聴取し、誠実に対応することとしているところ、本件は、事務上のミスを顧慮することなく一方的に自己の立場を主張し、相手方の立場に対する配慮が欠けていた事案であった。</p>
評価委員の意見・提言	<p>RCC の事務ミスに起因しており、同様の事例が発生しないようにチェック体制を確立するとともに、再度再生手続に進むよう働きかけていくべきである。</p>